

第 53 期 報告書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

目 次

事業報告	1
連結計算書類	
連結貸借対照表	17
連結損益計算書	18
計算書類	
貸借対照表	19
損益計算書	20
連結計算書類に係る会計監査報告	21
計算書類に係る会計監査報告	23
監査役会の監査報告	25



「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載いたしておりません。

当社ウェブサイト <https://www.nsd.co.jp/ir/oshirase.html>

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

【環境認識】

当年度における我が国経済につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限等から厳しい状況が続きましたが、秋以降、新規感染者数が低位となったこと等から、景気に持ち直しの動きも見られました。しかしながら、足下では、新たな変異株の感染拡大に加え、ウクライナ侵攻に対するロシアへの経済制裁や円安の進行等の影響から物価上昇が進み、景気の下振れが懸念されています。

一方で、当社グループの属する情報サービス産業においては、コロナ禍の影響からシステム構築案件の延期や縮小等が一部でみられたものの、先端技術の普及やクラウドシフトを背景に、DX（デジタルトランスフォーメーション）をはじめ、ITへのニーズは強く、受注環境は堅調に推移しました。

【当年度の取り組み】

このような状況下、当社グループは、2022年3月期を初年度とする5ヵ年の中期経営計画を策定しました。この計画で、最終年度となる2026年3月期において売上高1,000億円を超える企業グループを目指します。

システム開発事業については、社会のデジタル化が加速する中、新技術・DX関連事業への取り組みを一層強化し、これを成長のドライバーとして着実に実績を積み上げてまいります。また、ソリューション事業については、新製品の開発や既存製品の拡販に加え、M&Aも活用して規模の拡大を推進し、当社グループの第二の柱へと育ててまいります。中期経営計画では、これらの事業を新コア事業（※）と位置付け、注力してまいります。

（※）前中期経営計画では、新コア事業を新技術関連のシステム開発事業及びソリューション事業と定義しておりましたが、DX関連事業の重要性や将来性が高まっていること等を勘案し、現中期経営計画から新コア事業にDX関連事業を追加しました。

2021年10月には、新技術領域の強化を目的に「先端技術戦略事業本部」を設置しました。この事業本部は、製品企画を担当する「株式会社NSD先端技術研究所」と製品化に向けた開発を担当する「先端技術事業部」を統括し、これら両輪の一体運営を通じて、グループとしての新技術領域への取り組みを強化・加速させてまいります。

【当年度の実績】

以上の取り組みの結果、当年度の業績は、以下のとおり増収・増益となり、売上高及び営業利益は10期連続で増収・増益となりました。

項目	前年度 (百万円)	当年度 (百万円)	前年度比	
			(百万円)	(%)
売上高	66,184	71,188	5,003	7.6
（うち新コア事業）	18,004	23,537	5,533	30.7
営業利益	9,842	11,414	1,572	16.0
経常利益	9,955	11,654	1,698	17.1
親会社株主に帰属する当期純利益	6,373	7,823	1,450	22.8

(注) 新コア事業とは、新技術・DX関連のシステム開発事業、及びソリューション事業をいいます。

売上高につきましては、事業活動の正常化に向けた動きを背景に、新規プロジェクトの受注や、延期されていたプロジェクトの再開もあり、主力のシステム開発事業が順調に拡大した結果、前年度比7.6%増収の71,188百万円となりました。このうち、新コア事業売上高につきましては、クラウドを利用した新技術・DX関連のシステム開発事業が大きく伸長した結果、前年度比30.7%増収の23,537百万円となりました。

営業利益は、収益性の改善や増収に伴う増益から、前年度比16.0%増益の11,414百万円となり、また、経常利益は、持分法投資損益の改善を主因に17.1%増益の11,654百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に新型コロナウイルス感染症関連損失や賃貸不動産の売却に伴う減損損失を特別損失に計上したことへの反動もあり、前年度比22.8%増益の7,823百万円となりました。

【セグメント別の実績】

セグメント別の実績は、以下のとおりとなりました。

(売上高)

項 目		前年度 (百万円)	当年度 (百万円)	前年度比	
				(百万円)	(%)
システム 開発事業	金融IT	20,790	22,307	1,516	7.3
	産業・社会基盤IT	30,339	32,509	2,169	7.2
	ITインフラ	8,052	9,353	1,300	16.2
ソリューション事業		7,098	7,257	158	2.2
調整額		△97	△239	△142	△146.0
合 計		66,184	71,188	5,003	7.6

(営業利益)

項 目		前年度 (百万円)	当年度 (百万円)	前年度比	
				(百万円)	(%)
システム 開発事業	金融IT	3,597	3,991	394	11.0
	産業・社会基盤IT	4,694	5,569	875	18.6
	ITインフラ	1,166	1,518	351	30.1
ソリューション事業		572	604	31	5.5
調整額		△188	△268	△80	△42.7
合 計		9,842	11,414	1,572	16.0

(注) 1. セグメント間の内部取引を含んだ計数を記載しております。

2. 調整額とは、セグメント間取引消去額及び全社費用（セグメントに帰属しない一般管理費等）をいいます。

<システム開発事業（金融 I T）>

金融向けソフトウェア開発事業につきましては、大型プロジェクトのピークアウト等により保険会社では減収となりましたが、大手銀行やカード会社からの受注が堅調に伸長した結果、売上高は前年度比7.3%増収の22,307百万円となり、営業利益は11.0%増益の3,991百万円となりました。

<システム開発事業（産業・社会基盤 I T）>

産業・社会基盤向けソフトウェア開発事業につきましては、大型プロジェクトのピークアウト等により電気・ガス・水道業では減収となりましたが、製造業、サービス業、運輸業からの受注が堅調に伸長した結果、売上高は前年度比7.2%増収の32,509百万円、営業利益は収益性の改善もあり18.6%増益の5,569百万円となりました。

<システム開発事業（I Tインフラ）>

I Tインフラ事業につきましては、官公庁向けインフラ構築案件、銀行・保険・証券業向けのクラウド案件、地方自治体からの業務委託案件など、公共団体や金融業からの受注が大きく伸長したこと等から、売上高は前年度比16.2%増収の9,353百万円、営業利益は収益性の改善もあり30.1%増益の1,518百万円となりました。

<ソリューション事業>

ソリューション事業につきましては、売上高は、株主優待サービスで収益認識に関する会計基準の適用に伴う減収（△288百万円）や前年度に地方自治体向けのハードウェア更新があったことに対する反動減もありましたが、ヒューマンリソース・ソリューション、セキュリティ製品の販売が大きく伸長した結果、前年度比2.2%増収の7,257百万円、営業利益は、5.5%増益の604百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

① 新コア事業の拡大

当社グループがこれまで培ってきたシステム開発力に一層の付加価値をつけるため、責任あるAIやIoT等の新技術・DX関連に注力しております。同時に、ヒューマンリソース・ソリューション、物流ソリューション、株主優待サービス等を含めた独自性のあるソリューション力を高めるべく努めております。これら当社グループにおける新コア事業を拡大することで、ITによる社会イノベーションへの貢献を果たしてまいります。

② 人財開発

人財が当社グループの最大の財産という考えのもと、新技術・DX関連への対応に不可欠な先端技術スキルの取得、プロジェクトマネジメント力の向上、その他より高度な技術スキルやビジネススキルの向上を目指しております。そのため、社内研修やインセンティブ制度ほかの諸制度の整備・充実を通じて、優秀で、かつ多様な人財が活躍し、さらには働きがいを感じることでできる場を積極的に提供してまいります。

③ サステナビリティ活動への取り組み強化

当社グループではサステナビリティ活動により、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。その中でもとりわけ、ESG（環境・社会・ガバナンス）への対応を強化していくことが大切であると認識しております。そのための社内の組織横断的な組織としてサステナビリティ推進委員会を新設、同委員会では特定したマテリアリティ（重要課題）項目に沿って、「戦略」、「施策」、「目標」を協議する等、各種の取り組みに関わる企画立案や推進を行っております。

④ リスクマネジメントの強化

地震や台風、地球温暖化等の自然災害に伴うリスク、情報セキュリティや知的財産権に関するリスク、システム開発に伴うリスク、ハラスメントや労務管理、サプライチェーンに関する等の様々なリスクの中から、リスク・マネジメント委員会は、当社全体で優先的に対処すべき重要なリスクを選定し、重点的にリスク管理を行っております。また、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、SDGs/ESGへの対応等の重要なリスクにつきましては、リスク・マネジメント委員会の下に設けた各委員会による機動的な活動によりコンプライアンス、情報セキュリティ、サステナビリティへの対応の強化を図っております。

⑤ 健康経営への取り組み

当社では、代表取締役を最高責任者、人事担当役員を施策の企画・実行のトップとし、人事部が関連部署・NSD健康保険組合と連携して健康経営を推進しております。

健診結果に応じたきめ細やかな面談等、病気の発生を未然に防ぐための取り組みに力を入れ、治療・育児・介護中も働きやすい社内制度の浸透に努めています。

加えて、自社開発アプリを活用し、ウォーキングイベントの実施や自宅でできる運動動画・心身の健康に関する情報を配信し、社員の意識向上を図っています。

当社は今後も、社員一人ひとりの持つ力を最大限に発揮できるよう努めてまいります。

なお、当社は健康経営優良法人2022（大規模法人部門）に認定されました。

⑥ 新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループでは、事業継続計画書等に沿って、安全と健康を第一に考え、社員及びその家族、ビジネスパートナー等の感染予防策と感染拡大防止策の実施を徹底しております。具体的には、ワクチンの職域接種の実施、テレワークの実施、サテライトオフィスの設置、Web会議等の活用、それでも出社が必要な場合にはオフピーク通勤の時間帯を拡大して利用したうえで、執務室・会議室にはアクリル板衝立を設置し飛沫による感染防止を図っております。併せて、感染の拡大状況に応じた役職員の行動基準を設定し、出社頻度や対面営業・出張を制限すること等を通じて、感染防止を徹底しております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 50 期 (2019年 3 月期)	第 51 期 (2020年 3 月期)	第 52 期 (2021年 3 月期)	第 53 期 (2022年 3 月期)
売 上 高 (千円)	61,573,286	65,063,982	66,184,347	71,188,066
営 業 利 益 (千円)	8,492,440	9,545,414	9,842,836	11,414,840
経 常 利 益 (千円)	8,756,144	9,661,931	9,955,804	11,654,069
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	5,817,114	6,314,361	6,373,568	7,823,747
1 株当たり当期純利益 (円)	69.65	78.21	80.10	99.37
総 資 産 (千円)	55,878,117	53,885,806	59,458,200	63,274,231
純 資 産 (千円)	47,345,798	44,978,740	49,173,384	51,844,337
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	566.36	557.46	613.71	657.57
自 己 資 本 比 率 (%)	83.9	82.5	81.8	80.9
自己資本当期純利益率 (%)	12.6	13.8	13.7	15.7
営 業 利 益 率 (%)	13.8	14.7	14.9	16.0
1 株 当 た り 配 当 額 (円)	30	32(46)	42	52
配 当 性 向 (%)	43.1	40.9(58.8)	52.4	52.3

- (注) 1. 第51期に不動産賃貸事業から撤退したため、不動産関連の収益・費用は営業外収益・営業外費用に計上しております。これに伴い、第50期の「売上高」及び「営業利益率」につきましても、変更後の計上方法による数値を記載しております。
2. 2020年1月1日付で1株を2株とする株式分割を実施しております。これに伴い、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」は、分割後の株式数を基準に、自己株式を控除した株式数により算定しております。また、「1株当たり配当額」は、分割後の株式数を基準とした金額を記載しております。
3. 第51期の1株当たり配当額及び配当性向については、創立50周年記念配当を含む1株当たり配当額または配当性向を記載しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社NSD先端技術研究所	100百万円	70.0%	AI、IoT等の先端技術を活用したソリューションの調査研究・開発
株式会社ステラス	25百万円	100.0%	ヒューマンリソース関連ソリューション事業、営業倉庫関連ソリューション事業
株式会社FSK	16百万円	82.2%	システム開発事業、ソリューション事業、アウトソーシング事業
NSD International, Inc.	2,956百万円 (27.7百万ドル)	100.0%	米国日系企業向けシステム開発事業・ソリューション事業
成都仁本新動科技有限公司	33百万円 (2百万人民元)	70.0%	システム開発事業（オフショア開発）、中国日系企業向けシステム開発事業
株式会社シェアホルダーズ・リレーションサービス	100百万円	100.0%	株主優待関連ソリューション事業、個人株主向けIRのコンサルティング

(5) 主要な事業内容

事業内容	主要製品
システム開発事業	ソフトウェア開発、システムインテグレーション、システムコンサルティング
ソリューション事業	システムを活用したサービスの提供、システムプロダクトの販売

(6) 主要な事業所

当 社	本 社	東 京 都	千代田区
	大 阪 支 社	大 阪 府 大 阪 市	北 区
	名 古 屋 支 社	愛 知 県 名 古 屋 市	西 区
	福 岡 支 社	福 岡 県 福 岡 市	博 多 区
株式会社NSD先端技術研究所	本 社	東 京 都	千代田区
株式会社ステラス	本 社	東 京 都	千代田区
株式会社FSK	本 社	福 島 県	いわき市
NSD International, Inc.	本 社	ア メ リ カ 合 衆 国	ニューヨーク州 ホワイトプレインズ
成都仁本新動科技有限公司	本 社	中 華 人 民 共 和 国	成 都 市
株式会社シェアホルダーズ・リレーションサービス	本 社	東 京 都	千代田区

(7) 従業員の状況**① 企業集団の従業員の状況**

従業員数	前年度末比増減
3,560名	38名増

(注) 上記従業員数には、グループ外から当社グループへの出向者を含み、従業員兼務役員及び当社グループからグループ外への出向者を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,106名	26名増	39.3歳	15.0年

(注) 上記従業員数には、社外から当社への出向者を含み、従業員兼務役員及び当社から社外への出向者を含んでおりません。

(8) 資金調達の状況

該当事項はございません。

(9) 主要な借入先の状況

該当事項はございません。

(10) 設備投資等の状況

当年度中において実施しました企業集団の設備投資の総額は560百万円です。なお、所要資金は自己資金を充当しました。また、当社が所有しておりました賃貸用マンション1棟を売却しました。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 200,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 90,000,000株 |
| (3) 株主数 | 21,237名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	9,398千株	12.07%
IPC株式会社	5,762	7.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人:香港上海銀行東京支店)	4,563	5.86
NORTHERN TRUST CO. (常任代理人:香港上海銀行東京支店)	4,227	5.42
野村信託銀行株式会社	3,469	4.45
株式会社日本カストディ銀行	3,393	4.35
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人:株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,048	3.91
有限会社KDアソシエイツ	2,800	3.59
JP MORGAN CHASE BANK (常任代理人:株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,334	2.99
NSD従業員持株会	2,232	2.86

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（12,145,263株）を控除して算出し、小数点以下3桁目を切り捨てて表示しております。

(5) 当年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	8,534株	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注） 取締役の株式数には、使用人兼務取締役の使用人分株式数を含んでおりません。

(6) その他株式に関する重要な事項**① 自己株式の取得**

会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、取締役会の決議により以下のとおり自己株式を取得いたしました。

第1回

取得期間 : 2021年5月11日～2021年6月9日
 取得した株式の総数 : 388,900株
 株式の取得価額の総額 : 699,825,500円

第2回

取得期間 : 2022年2月1日～2022年3月14日
 取得した株式の総数 : 988,400株
 株式の取得価額の総額 : 1,999,998,000円

② 自己株式の消却

会社法第178条の規定に基づき、取締役会の決議により以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却日 : 2022年3月24日
 消却した株式の総数 : 2,344,320株
 消却後の発行済株式総数 : 90,000,000株

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題と位置づけ、総還元性向70%以上を基本方針として、配当及び自己株式の取得を積極的に実施しています。このうち、配当につきましては、親会社株主に帰属する連結当期純利益の50%以上を、また自己株式の取得につきましては、同20%以上を基本方針としています。

また、成長力を強化し企業価値の増大を図るために、利益の一部を留保し、既存事業の一層の強化や新事業・新技術領域等での新たな成長機会追求のための投資、M&A・アライアンス構築の資金などへ充当してまいります。

当年度の1株当たり配当金につきましては、上記基本方針及び当年度業績を勘案し、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、取締役会決議により期末配当金を前年度末の42円から10円増配し、年間52円とさせていただきました。

次年度の1株当たり配当金につきましては、基本方針及び次年度業績予想を勘案し、期末配当金を2円増配し、年間54円を予定しております。

(ご参考)

コーポレート・ガバナンス体制

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「経営理念」・「経営の基本方針」に基づき、意思決定の迅速化、経営責任の明確化、コンプライアンス体制の充実・強化、及び適時・適切な情報開示などを通じて、株主・投資家の皆様等の信任を得ることです。確固たるコーポレート・ガバナンス体制は、適正な利益を確保し継続的な企業価値の増大を図る基盤であると考えております。

(2) 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

① 体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、会社の機関としては、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置き、その他、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会、代表取締役社長の審議機関として経営会議及び業務執行会議、ならびに取締役会の下部組織としてリスク・マネジメント委員会等の各種委員会を設置しております。また、取締役会の意思決定の迅速化及び監督機能の強化を図るとともに、機動的な業務執行を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。

この体制は、当社グループの事業領域が多岐にわたらないこと、及び事業規模に相応しい実効的かつ効率的なガバナンス機構を構築することの各観点から採用するものであり、監査役機能に併せて社外取締役を複数登用することで、経営に対する監督機能の強化・充実を図っております。

② 取締役会

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役6名で構成しております。取締役会は原則として月1回以上開催し、経営や業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、取締役会へは、監査役3名が出席し、意思決定や職務執行状況の適法性等を確認しております。

③ 監査役（会）

監査役は、常勤監査役1名及び社外監査役2名を選任し、取締役会その他重要な会議への出席や業務・財産の調査等を通じて、取締役の職務執行状況や内部統制システムの整備・運用状況を監査しております。

監査役会は、監査方針及び各監査役の職務分担を決定し、各監査役の監査結果を協議するために定期的に開催しております。

④ ガバナンス委員会

取締役会の意思決定における公正性・透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問委員会としてガバナンス委員会を設置しております。ガバナンス委員会は、委員長を代表取締役社長とし、社長及び社外取締役3名の合計4名で構成し、取締役・監査役の選解任や取締役報酬の体系等について審議のうえ、取締役会に助言・提言を行うほか、取締役会から委任された事項を決定しております。

⑤ 経営会議・業務執行会議

代表取締役社長の審議機関として経営会議及び業務執行会議を設置しております。

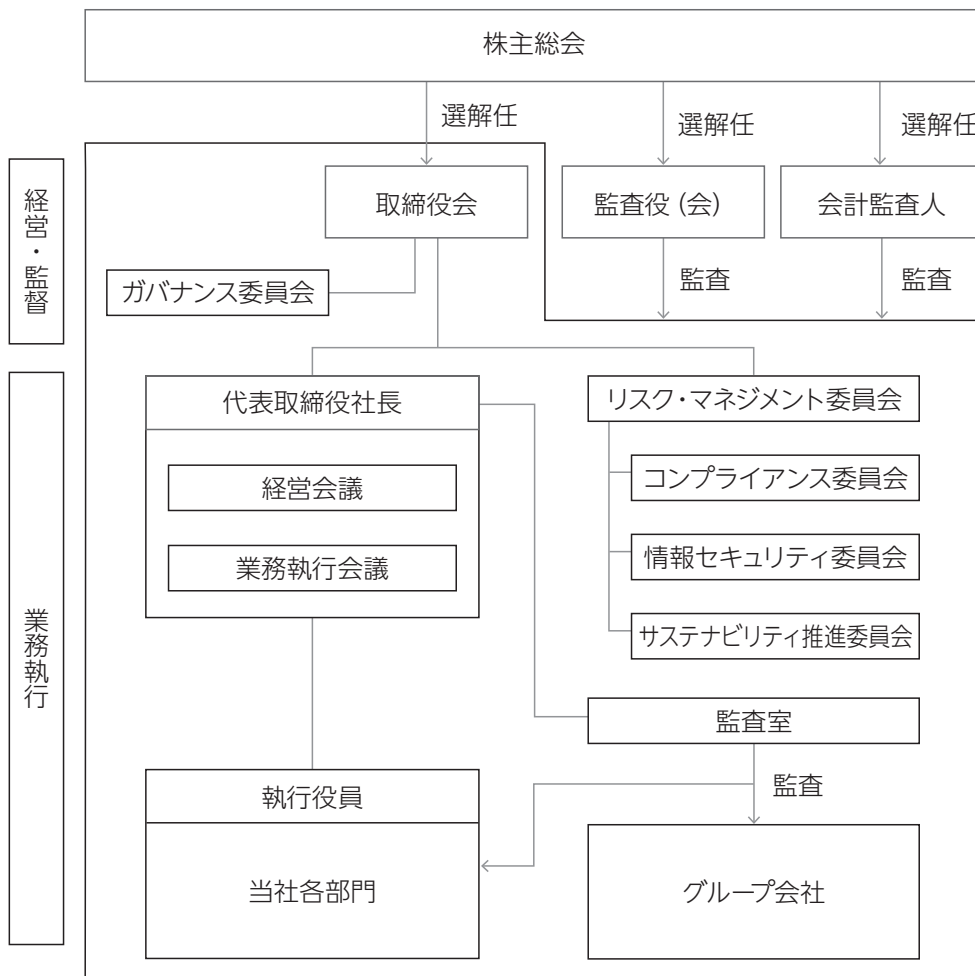
経営会議は、議長を代表取締役社長とし、取締役6名（社外取締役3名を含む）及び常勤監査役1名の合計7名で構成し、経営計画、経営戦略等の経営に関する重要事項を審議・報告するため、原則として月1回以上開催しております。

業務執行会議は、議長を代表取締役社長とし、取締役6名（社外取締役3名を含む）、常勤監査役1名及び役付執行役員5名の合計12名で構成し、予算の策定及び執行状況等の業務執行に関する重要事項を審議・報告するため、原則として月1回開催しております。

⑥ 各種委員会

当社の全社的リスク管理を遂行するために、取締役会の下にリスク・マネジメント委員会を設置するとともに、同委員会の下部組織として、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会及びサステナビリティ推進委員会を設置しております。

企業統治の体制図



連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	48,206,796	流 動 負 債	9,435,349
現金及び預金	29,820,514	買掛金	3,426,600
受取手形、売掛金及び契約資産	15,703,965	未払法人税等	2,248,171
リース債権及びリース投資資産	107,714	賞与引当金	496,112
有価証券	2,000,000	株主優待引当金	72,536
商品及び製品	176,029	製品保証引当金	14,707
仕掛品	1,513	その他	3,177,221
原材料及び貯蔵品	10,954	固 定 負 債	1,994,544
その他	420,636	退職給付に係る負債	1,372,129
貸倒引当金	△34,534	その他	622,415
固 定 資 産	15,067,435	負 債 合 計	11,429,894
有 形 固 定 資 産	1,342,172	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	675,106	株 主 資 本	49,944,999
土地	196,186	資本金	7,205,864
その他	470,878	資本剰余金	6,773,912
無 形 固 定 資 産	1,895,032	利益剰余金	49,181,234
ソフトウェア	569,952	自己株式	△13,216,012
のれん	1,262,998	その他の包括利益累計額	1,249,661
その他	62,081	その他有価証券評価差額金	532,917
投資その他の資産	11,830,230	土地再評価差額金	△8,682
投資有価証券	5,517,481	為替換算調整勘定	295,189
退職給付に係る資産	5,050,096	退職給付に係る調整累計額	430,236
繰延税金資産	112,865	非 支 配 株 主 持 分	649,676
その他	1,150,572	純 資 産 合 計	51,844,337
貸倒引当金	△785	負 債 純 資 産 合 計	63,274,231
資 産 合 計	63,274,231		

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		71,188,066
売上原価		55,350,600
売上総利益		15,837,465
販売費及び一般管理費		4,422,624
営業利益		11,414,840
営業外収益		
受取利息	4,122	
受取配当金	28,083	
持分法による投資利益	71,657	
保険配当金	91,477	
その他	101,118	296,459
営業外費用		
支払利息	9,513	
損害補償金	25,131	
事務所移転費用	14,410	
その他	8,175	57,230
経常利益		11,654,069
特別利益		
持分変動利益	5,694	
その他	138	5,833
特別損失		
減損損失	16,497	
投資有価証券評価損	40,896	57,394
税金等調整前当期純利益		11,602,508
法人税、住民税及び事業税	3,676,650	
法人税等調整額	21,669	3,698,319
当期純利益		7,904,188
非支配株主に帰属する当期純利益		80,441
親会社株主に帰属する当期純利益		7,823,747

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	41,836,254	流動負債	8,092,405
現金及び預金	25,795,411	買掛金	2,905,138
受取手形	3,272	未払金	818,366
売掛金及び契約資産	13,454,878	未払費用	60,873
有価証券	2,000,000	未払法人税等	2,028,912
商品及び製品	132,410	未払消費税等	692,835
原材料及び貯蔵品	3,064	前受り金	352,253
仕掛品	1,140	預り金	661,196
前払費用	272,951	賞与引当金	408,543
その他	214,110	株主優待引当金	72,536
貸倒引当金	△40,985	製品保証引当金	14,707
固定資産	17,912,666	その他	77,044
有形固定資産	741,775	固定負債	1,314,730
建物	368,515	退職給付引当金	1,060,675
構築物	103,440	繰延税金負債	174,798
車両運搬具	10,786	その他	79,257
工具器具及び備品	191,287	負債合計	9,407,136
土地	67,746	純資産の部	
無形固定資産	201,860	株主資本	49,845,362
ソフトウェア	170,680	資本金	7,205,864
その他	31,179	資本剰余金	6,892,184
投資その他の資産	16,969,030	資本準備金	6,892,184
投資有価証券	1,673,449	利益剰余金	48,963,325
関係会社株式	9,972,764	利益準備金	419,999
関係会社出資金	29,242	その他利益剰余金	48,543,325
敷金及び保証金	771,251	別途積立金	15,280,000
入会金	168,509	繰越利益剰余金	33,263,325
前払年金費用	4,231,120	自己株式	△13,216,012
その他	486,750	評価・換算差額等	496,421
貸倒引当金	△364,058	その他有価証券評価差額金	505,104
		土地再評価差額金	△8,682
資産合計	59,748,920	純資産合計	50,341,784
		負債純資産合計	59,748,920

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		63,604,748
売上原価		50,037,799
売上総利益		13,566,948
販売費及び一般管理費		3,153,747
営業利益		10,413,200
営業外収益		
受取利息・配当金	502,940	
有価証券利息	3,309	
保険配当金	85,583	
雑収入	61,656	653,489
営業外費用		
損害補償金	24,681	
事務所移転費用	14,410	
関係会社貸倒引当金繰入額	46,175	
雑損失	7,603	92,871
経常利益		10,973,818
特別利益		
固定資産売却益	138	138
特別損失		
減損損失	16,497	
投資有価証券評価損	40,896	57,394
税引前当期純利益		10,916,563
法人税、住民税及び事業税	3,315,000	
法人税等調整額	2,706	3,317,706
当期純利益		7,598,856

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社NSD
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 山本 哲也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 貝塚 真聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NSDの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NSD及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社NSD
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 哲也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 貝塚 真聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NSDの2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社NSD 監査役会

常勤監査役 近 藤 潔 ⑩

監 査 役 (社外監査役) 小 田 晋 吾 ⑩

監 査 役 (社外監査役) 橋 爪 規 夫 ⑩

以 上

株式会社 **NSD**